

【諮問第90号】

12川公審第33号
平成12年10月19日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会
会 長 多賀谷 一 照

公文書閲覧等請求に対する一部承諾処分に関する不服申立てについて（答申）

平成11年12月24日付け11川ま指第995号をもって川崎市長から諮問のありました公文書閲覧等請求に対する一部承諾処分の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「平成8年度第1回建築監視員会議議事録」中、8の違反建築事例を地理的に特定する情報部分を除き、その余の部分はすべて開示すべきである。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

平成11年9月20日、本件不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、「建築監視員会議議事録平成8年5月14日に開催されたもの」の公文書の写しの交付請求をしたが、本件実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）は、同年10月4日付けにて上記請求対象文書のうち、発言者の個人氏名と会議記録の一部を伏せて写しを交付したため、同年12月3日、不服申立人が条例第14条第1項に基づき、全部開示を求めて不服申立てを行ったのが本件不服申立てである。（当審査会諮問第90号事件）

3 不服申立人の主張要旨

平成12年3月22日付け不服申立人の意見書及び同年6月13日の不服申立人の意見陳述によれば、不服申立人の主張の概要は以下のとおりである。

- (1) 区役所建築課前課長 氏（以下「課長」という。）は建築監視員会議の開催前、この会議の日付を述べ、当該違法建築を取り上げること、市としてしかるべき対応を取ること、そして、会議の結果を事後に説明するとの公約を不服申立人にしたが、会議で課長は話さなかったということだった。しかしながら、議事録「第8項その他」という項で、課長の発言の触り程度が記載されていた。そのため、真実はどこにあるのか、議事録に記載があることをもって真実が明らかになるには少なくともこの項の全記録が公開されない限り、不服申立人の疑いは解消しない。
- (2) 実施機関は、「理由説明書」で『知る権利を実効的に保障する』一方『非公開とすることができる公文書の範囲を定めている』とあり、不服申立人が公開を請求する公文書は非公開の範疇であると条文を並べ正当化している。しかし、市職員しか知るべくもないこの会議の存在、日時を課長から知らされており、この事後報告を約束されていた。非公開のバリアーを下げて招き入れたのは課長であり、建築課である。一般的に非公開とする原則には該当しないはずであり、『知る権利を実効的に保障されなければならない』という大原則に従うべきである。
- (3) この会議の公文書公開にあたり、課長の発言を特定して請求はしていない。したがって、「理由説明書」の結論に述べられている『申立人の必要な部分を公開する』とする記述は当を得ていない。

4 実施機関の主張要旨

平成12年2月10日付け実施機関の処分理由説明書及び同年5月9日の実施機関の意見陳述によれば、実施機関の主張の概要は以下のとおりである。

- (1) 本市の情報公開制度は、条例において「知る権利」を実効的に保障する旨を明確にしていると共に、公開原則の例外として非公開とすることができる公文書の範囲を定めている。

このようなことから、条例第 6 条では、知る権利を尊重する規定となっている一方で、条例第 7 条第 1 項第 1 号では、個人に関する情報を保護するため、個人生活事項について特定の個人が識別され、または識別され得る当該公文書は閲覧等を拒むことができる」と定めている。

さらに条例第 7 条第 1 項第 3 号アでは、市の機関内部等の審議、検討等の意思決定過程における情報であって、公開することにより、公正または適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれのあるものの当該公文書は閲覧等を拒むことができると定めている。

- (2) 本件請求に係る公文書は、「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 9 条の 2 の規定に基づき、川崎市建築基準法施行規則（平成 5 年規則第 65 号）第 9 条により設置された建築監視員が違反建築に対する種々な問題を話し合い、効果的な措置を講ずる事を目的として開催する会議の議事録であり、これを一律公開することは、建築監視員（市職員）間の自由かつ適当な発言、意見交換、提案等が阻害される。また、具体的事例により特定個人のプライバシーを侵害するおそれがある。
- (3) 以上のことから本件請求については、公文書に記載されている発言内容等及び個人情報に十分配慮し、申立人に必要な部分を公開する一部公開処分としたものである。

5 審査会の判断

- (1) 本件の請求対象公文書は、平成 8 年 5 月 14 日に開催された「平成 8 年度第 1 回建築監視員会議議事録」である。現に議事録として作成され、保管されている文書である。平成 12 年 6 月 16 日に審査会の指名委員が実施機関を調査したが、本件請求対象公文書は、この議事録のほかには存在しなかった。本件請求対象公文書は、建築監視員会議の内容を要約筆記したもので、報告や解説のテーマごとに発言者名と発言内容が要約されている。
- (2) 実施機関は、議事録の発言者のすべての発言内容部分を川崎市情報公開条例第 7 条第 1 項第 3 号アの市政執行に関する情報のうち、市の機関内部の意思決定過程情報として非公開とした。出席者の発言内容は事務連絡、新しい手続き、書式の解説、確認事例の報告等であり、出席した建築監視員間で何らかの意思が形成され、政策が決定される性格の会議ではない。少なくとも当該会議はそうであった。したがって、そもそもこの会議の内容が意思決定に関わるものではないのであるから、その議事録を公開することにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ずる可能性はない。この部分の非公開の処分は不当である。
- (3) 次に、個人識別情報として、会議中の発言者名及び違反建築事例の住所と違反建築の内容が非公開になっている。このうち発言者名は、職務執行に際して記録された情報に含まれるものであり、職務執行としての発言であれば、プライバシーが問題になる余地はなく、川崎市情報公開条例第 7 条第 1 項第 1 号にいう「個人生活事項に関する情報」ではない。違反建築事例についての情報のうち、違反建築事例を地理的に特定する情報は、「個人生活事項に関する情報」であり、個人を識別され得る情報というべく、非公開は妥当である。

ただし、違反事例に関する記述の、それ以外の部分は、その情報によって個人を識別することは可能とはいえ、したがって非公開の理由はない。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委員 大西 千枝子

委員 小林 美智子

委員 多賀谷 一 照

委員 平松 雄 造

委員 安富 潔